

# イメンブオメモミヨム

## 要介護1～5の認定を受けている 65歳以上の皆さまとご家族さまへ

障害者控除対象者認定を「存じですか。認定基準を満たし、認定を受けた方は、税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除を受けることができます。

および認定調査票を確認し、差異がある場合は要介護1～3を障がい者、要介護4・5を特別障がい者とします。

- 1. 認定基準**  
身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定を受け、次の基準に該当する方が対象です。  
状態により障がい者または特別障がい者の区分に分けられ、控除額が異なります。  
【障がい者】  
・ 認知度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲaもしくは自立度A1、A2、B1の方  
【特別障がい者】  
・ 認知度Ⅲbより重度もしくは自立度B2より重度の方  
\* 認知度および自立度のランクは介護保険主治医意見書
- 2. 申請方法**  
① 昨年度までにすでに認定を受けている方  
認定書に有効期限はありませんので、介護度や心身の状況に変更がない限り毎年有効です。  
ただし、介護度の変更や心身の状況により区分が変更となる場合は、再度障害者控除対象者認定書の交付申請が必要となります。  
② まだ認定を受けていない方  
障害者控除対象者認定書の交付申請が必要です。申請後、「1. 認定基準」に該当するか確認し、認定書を交付します。審査により該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。  
**問い合わせ先**  
保健福祉課介護高齢係  
(31)2512

## 集団健(検)診を受けましょう

～12月は日曜日に実施します～

今年度の健(検)診はお済みですか。一人でも多くの方が健(検)診を受けられるように、今年も12月に集団健(検)診を実施します。日曜日に実施しますので、ぜひこの機会に受診してください。

**日程**  
12月10日(日)

**受付時間**  
午前8時30分～  
(時間差受付)午前中で終了

※日時はお申し込みいただいた方宛てに後日お知らせします。会場での密集を避けるため、必ず時間を守ってお越しくください。

**場所**  
保健センター  
(役場1階東玄関側)

**健(検)診内容・対象者**  
・ 特定健診(町国民健康保険に加入している40～74歳)  
・ 基本健診(39歳以下・75歳以上)

近年、生活習慣病の人が増加しています。医療費がかかるだけでなく、場合によっては重い後遺症が残り、働くことや日常生活に支障をきたすこともあります。毎年、健(検)診を受け、健康状態を確認することが、あなた自身の健康を守り、医療費の負担を減らすことにもつながります。

**問い合わせ先**  
保健福祉課健康推進係  
(32)2554

## 健診費用は無料! 75歳以上の歯科口腔健診を実施中

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の健康づくり事業として歯科口腔健診を実施しています。

- 対象者**
- 昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方
  - 昭和18年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、令和4年度に歯科医療の受診が無かった方
- ※6月下旬に対象者に対し、案内通知と受診券を送付しています。

**健診期間** 12月30日まで  
**健診費用** 無料

※健診により治療が必要な場合は、その治療費は自己負担になります。

**対象医療機関** 県歯科医師会所属の歯科医院(一部病院を除く)  
※対象医療機関の確認は、お電話にてお問い合わせください。

**予約方法** 対象医療機関へ直接予約をお願いします。  
**受診時に必要なもの**  
・ 受診券・被保険者証  
・ お薬手帳(無い場合は不要)

**問い合わせ先**  
長野県後期高齢者医療広域連合 業務課給付係  
026(229)5320

## 献血にご協力を!

献血は一人ひとりの善意によって支えられています。輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。血液だけは人工的に造ることができません。病气やけがで輸血を必要とする方のため、皆さまのご協力をお願いします。

**日時** 11月16日(木)  
午前9時30分～11時30分  
**場所** 保健センター  
(役場1階東玄関側)



## 持ち物

献血カードをお持ちでない方は運転免許証などご本人を確認できるものを提示ください。※今回は、400ml献血(体重50kg以上の方)のみとさせていただきます。

**問い合わせ先**  
保健福祉課健康推進係  
(32)2554

## オレンジリボンキャンペーン 11月は「秋の子どもまんなか月間」児童虐待防止を推進

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、法律により、速やかに児童相談所へ通報しなければなりません。子どもが安心して暮らせる地域づくりのため、地域の皆さまのご協力をお願いします。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちばやく)」に電話をかけると発信した電話の市内局番等から(携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて)当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話が転送されます。

**児童虐待とは**  
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

**身体的虐待**  
性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノの被写体にするなど

**ネグレクト**  
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になることも病院に連れて行かないなど

**心理的虐待**  
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(ドメスティック・バイオレンス)など

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合や子育てに悩んでいる親御さんがいた場合は、児童相談所や町保健福祉課福祉係へご連絡ください。匿名で連絡できます。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

**問い合わせ先**  
児童相談所  
全国共通ダイヤル  
0570(064)000  
佐久児童相談所  
0267(67)3437  
保健福祉課福祉係  
(32)6522

## 11月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 固定資産税(4期分)
- 国民健康保険税(6期分)
- 後期高齢者医療保険料(5期分)
- 介護保険料(5期分)
- 保育料(11月分)
- 町営住宅使用料(11月分)
- 上水道使用料(11月期分) 大口10月使用分
- 下水道使用料(11月期分) 大口10月使用分

納期限  
**11/30** 木曜日

## 労働保険に加入していますか

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の成立手続きが必要です。未手続の事業所は、小諸労働基準監督署0267(22)1760または、佐久公共職業安定所0267(62)8609へお問い合わせください。

## 住宅の省エネ性能を無料で簡易診断します

長野県では、地球温暖化防止対策の一環として、既存住宅等の省エネ改修をサポートしています。一定の技術を習得した省エネ改修アドバイザー(建築士などが、住宅の省エネ性能を無料で簡易診断し、省エネ性能を説明、改修の提案をします。

**問い合わせ先**  
(公社)長野県建築士会  
026(235)0561  
詳しくは長野県公式HPをご覧ください。



防災行政無線専用ダイヤル  
0120(131)994  
フリーダイヤル「ボウサイキョウ」で覚えてください。  
問い合わせ先 総務課情報防災係(32)3111